

# 申告受付期間は2月16日(木)～3月15日(水)

## 税の申告のご準備を

問い合わせ 市民税務課 ☎2128

- 申告に必要なもの**
- 税務署から申告書類や案内などが届いた方はその書類
  - ※ 1月下旬に発送される予定です。
  - 公的年金などの源泉徴収票
  - 給与などの源泉徴収票
  - 生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金などを受けた方は、その支払証明書(経費などの記載があるもの)など
  - 医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の領収書
  - ※ 個人ごと、医療機関別にまとめ、計算しておいてください。
  - 事業所得や不動産所得などがある方は、収支内訳書
  - ※ 収入・支出に関する帳簿や領収書などを整理し、準備してください。
  - 生命保険料や地震保険料の控除証明書
  - 健康保険料などの社会保険料の納付確認書、領収書など
  - ※ 大竹市に支払った国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付確認書(いずれも年金からの天引き分を除くものが記

- 申告が必要な方**
- 事業所得や不動産所得などがある方
  - 勤務先で年末調整が済んでいない方(年の途中で退職し、その後再就職していないなど)
  - 土地、建物などを売却した方
  - 生命保険の満期返戻金(一時金)や個人年金を受け取った方
  - 1つの会社からのみ給与の支払いを受けていて、年末調整が済んでおり、「給与支払報告書」が勤務先から市役所へ提出される方
  - ※ 他に所得があれば申告が必要な場合があります。
  - 年間収入が公的年金収入(400万円以下)のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など)以外の各種控除(医療費控除など)がない方
  - ※ 非課税年金(遺族年金や障害年金など)から、天引きとなっている保険料の控除を受けるには、申告が必要です。

- 申告が不要な方**
- 1つの会社からのみ給与の支払いを受けていて、年末調整が済んでおり、「給与支払報告書」が勤務先から市役所へ提出される方
  - ※ 他に所得があれば申告が必要な場合があります。
  - 年間収入が公的年金収入(400万円以下)のみの方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など)以外の各種控除(医療費控除など)がない方
  - ※ 非課税年金(遺族年金や障害年金など)から、天引きとなっている保険料の控除を受けるには、申告が必要です。

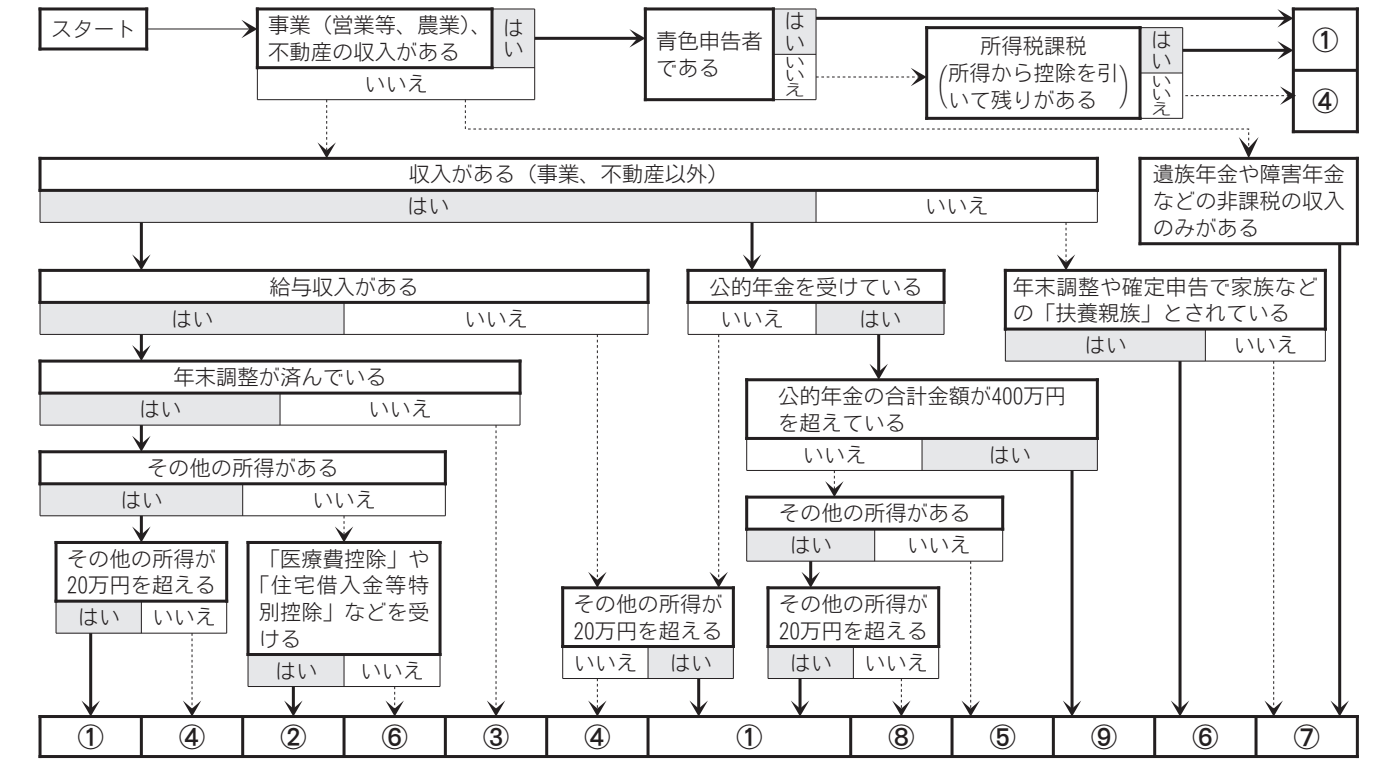
- 申告が不要なもの**
- 国民年金保険料の控除証明書など
  - 配偶者や扶養親族を控除対象とする場合は、その方の収入金額が確認できるもの
  - 申告者のマイナンバー(12桁)が記載されているもの(マイナンバーカード、マイナンバー通知カードなど)
  - 身元が確認できるもの(運転免許証など顔写真付きのもの)
  - ※ 控除対象とする扶養親族などのマイナンバーも申告書へ記入する必要があります。(確認書類は必要ありません)
  - 申告者名義の口座番号が分かるもの(所得税が還付される場合のみ)
  - 印鑑 など

載)は、1月下旬に発送する予定です。

申告日程・会場などは市広報2月号に掲載します。ご確認ください。

### 申告の必要があるかどうか迷ったときは...

「自分は申告の必要があるの?」と迷った方は、フローチャートを試してみてください。  
※ フローチャートは一般的な例であり、個々の状況により異なる場合があります。参考としてお使いください。



- ① 確定申告をしてください。
- ② 確定申告をすると所得税が還付される場合があります。
- ③ 確定申告をしてください。その結果、所得税が清算され納付または還付となる場合があります。
- ④ 市県民税の申告をしてください。
- ⑤ 公的年金の合計が400万円以下であれば確定申告の必要はありませんが、所得税が源泉徴収されており、還付となる場合は、確定申告をすることができます。また、市県民税の申告をして控除を受けられる場合があります。
- ⑥ 申告の必要はありません。
- ⑦ 申告の必要はありませんが、課税の対象となる所得がない旨を市民税務課までご連絡ください。(※世帯に国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者がいる場合、申告をしないと保険料の軽減などが受けられない場合があります)
- ⑧ 市県民税の申告をしてください。
- ⑨ 公的年金の合計が400万円を超えている場合は確定申告をしてください。

### 障害者控除・おむつ代の医療費控除

問い合わせ 保険介護課 ☎2144

**障害者控除**  
障害者手帳をお持ちでなくても、市内在住の65歳以上の方で、身体の障害または認知症の状態が一定の基準に該当すると福祉事務所長が認定した方は、所得税などの申告で障害者控除の対象になります。

**おむつ代の医療費控除**  
おむつ代を医療費控除として申告している方のうち、おむつを使用している方が2年目以降も要介護認定を受けている場合は、医師のおむつ使用証明がなくても、おむつ代の医療費控除に必要な確認書が交付できる場合があります。  
※ いずれも申請は保険介護課で受け付けています。

**申告をしないこと...**

○ 申告をしないと受けられない所得控除などがあります。

(例) 医療費控除など

○ 世帯に国民健康保険や後期高齢者医療の加入者がいる場合、保険料の軽減などが受けられない場合があります。

○ 課税台帳記載事項証明書(所得などを証明するもの)の発行ができない場合があります。

### 確定申告書などの作成は、便利な「確定申告書等作成コーナー」で

問い合わせ 廿日市税務署 ☎0829-21217

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額などを入力することにより、確定申告書などが作成できます。

作成した確定申告書などはe-Taxで送信するか、印刷して郵送などにより提出することができます。

※ e-Taxによる申告にはマイナンバーカードなどの電子証明書と、ICカードリーダーが必要で

**復興特別所得税の記載漏れにご注意を**

平成25年分から平成49年分まで、所得税と併せて復興特別所得税(各年分の所得税額の2.1%)の申告・納付は必要です。

確定申告書を作成するときには、「復興特別所得税額」欄の記載漏れがないようご注意ください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください  
<http://www.nta.go.jp>

※ e-Taxを利用する場合は、本人確認書類の提示または写しの添付は不要です。

※ 「本人確認書類」とは  
マイナンバーカードをお持ちの方の場合  
マイナンバーカードだけで、本人確認(番号確認と身元確認)が可能です。

マイナンバーカードをお持ちでない方の場合  
番号確認書類(マイナンバー通知カードなど)と、身元確認書類(運転免許証、パスポートなど)の2つが必要です。

社会保険・税番号制度(マイナンバー制度)については、平成28年分の確定申告書に「マイナンバー(12桁)の記載」と「本人確認書類(※)の提示または写しの添付」が必要です。